

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公開番号】特開2012-223633(P2012-223633A)

【公開日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-048

【出願番号】特願2012-182929(P2012-182929)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月26日(2013.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

このような不正行為に対処すべく、近年では、基板ボックスに、固有ID等の識別情報を有するシールをベース部材と蓋部材とに跨って貼り付けるものが提案されている(例えば、特許文献1)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら、特許文献1に開示されたような遊技機の基板ボックスでは、基板ボックスを分離しない場合においてシールが不用意に傷ついたりするという問題がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

そこで、本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、基板ボックスに貼り付けられるシールが不用意に傷ついてしまうような不都合を防ぐことが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明は、上記目的を達成するために提案されたものであり、請求項1に記載のものは、表面に電子部品が実装された制御基板と、該制御基板を収納するための透明樹脂製の基

板ボックスとを含んで構成される制御装置と、該制御装置を識別可能とする固有の識別情報を持つシールと、を備え、

前記基板ボックスを構成する第1構成部材と第2構成部材とに跨って前記シールを貼着する遊技機において、

前記基板ボックスは、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを重合させた状態で所定方向にスライドされることで係合させることができ可能な係合機構と、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを係合させた係合状態で前記基板ボックスを封止することが可能な封止機構と、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とに跨って前記シールを貼着するための貼着部と、

前記貼着部に貼着された前記シールを被覆保護するために前記基板ボックスに取り付けられる保護カバー部材と、

前記第1構成部材のうち前記基板ボックスに取り付けられた前記保護カバー部材の所定部位の一側方に位置する第1壁部と、

前記第2構成部材のうち前記基板ボックスに取り付けられた前記保護カバー部材の所定部位の他側方に位置する第2壁部と、を備え、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを前記係合機構により係合させてから前記保護カバー部材を前記基板ボックスに取り付けると、当該保護カバー部材の所定部位が前記第1壁部と前記第2壁部との間に配置され、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを前記係合機構による係合を解除するための移動方向へ移動させると、前記第1壁部と前記第2壁部との間隔が前記保護カバー部材の所定部位の幅よりも狭まるよう構成したことを特徴とする遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項1に記載の発明によれば、基板ボックスに貼り付けられるシールが不意に傷ついてしまうような不都合を保護カバー部材により防ぐことが可能となる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、請求項2に記載のものは、前記第1構成部材によって前記制御基板の裏側を覆う一方、前記第2構成部材によって前記制御基板の表側を覆うよう構成し、

前記貼着部は、前記第1構成部材に形成される第1貼着部と、該第1貼着部に対応させて前記第2構成部材に形成される第2貼着部とを備え、

前記シールは、表面の所定箇所に所定の文字情報が印刷されてなり、該文字情報が前記第2貼着部に臨むようにして前記第1貼着部と前記第2貼着部とに跨って貼着されることを特徴とする請求項1に記載の遊技機である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項 2 に記載の発明によれば、基板ボックスを分離する場合には、シールを切断することが可能となる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によれば、以下のような優れた効果を奏する。

基板ボックスに貼り付けられるシールが不用意に傷ついてしまうような不都合を保護カバー部材により防ぐことが可能となる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

次に、遊技制御装置 32 について説明する。

遊技制御装置 32 は、図 3 に示すように、遊技盤 5 の左右方向に沿って延在する薄い箱状のユニットであり、透光性を有して内部を透視可能な樹脂製（例えば無色透明な樹脂製）の基板ボックス 34 と、該基板ボックス 34 内に収容された矩形状の制御基板 35 と、当該遊技制御装置 32 を識別するための電子タグシール 36（本発明におけるシールに相当）と、該電子タグシール 36 を保護する保護カバー 37 とを備えて構成されており、制御基板 35 には C P U 等の電子部品 35a や配線接続用の配線コネクタ 35b を実装している（図 3（b）参照）。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

次に、電子タグシール 36 について説明する。

電子タグシール 36 は、図 7 に示すように、矩形状のベースシート 71 と、該ベースシート 71 の裏面側に貼着された長尺なタグ部 72 とを備えて構成されている。また、該タグ部 72 には、遊技制御装置 32 に関する固有の識別情報（例えば、識別 I D）を記憶したチップ部（I C チップ）73 と、識別情報を発信可能なアンテナ部 74 とを備え（図 7（b），（c）参照）、アンテナ部 74 から発信された識別情報を外部読取装置（図示せず）により読み取って、遊技制御装置 32 が正規品であるか否かを確認可能としている。また、図 7（b）に示すように、矩形状のベースシート 71 の裏面側の対角線に沿って長尺なアンテナ部 74 を直線状に配置し、該アンテナ部 74 の中央部分にチップ部 73 を配置し、電子タグシール 36 を貼着部 46 へ貼着すると、チップ部 73 がベース側貼着部 57 上に位置し、且つチップ部 73 の両側方に位置するアンテナ部 74 がベース側貼着部 57 と蓋側貼着部 59 との境界（嵌合境界）B L に交差するように設定されている（図 8（a）参照）。そして、図 7（a）に示すように、電子タグシール 36 の表面（ベースシート 71 の表面）、言い換えると貼着部 46 へ貼着した状態で遊技盤 5 の裏面側に位置する面には「開封禁止」の文字（本発明における所定の文字情報に相当）を印刷し、タグ部 72（チップ部 73 およびアンテナ部 74）を含む電子タグシール 36 の裏面全体、言い換えると貼着部 46 に対向する面の全体には粘着層 75 を設け、該粘着層 75 を介して電子タグシール 36 を貼着部 46 へ貼着可能としている。なお、アンテナ部 74 は、ベースシート 71 の対角線上に一直線に配置することが望ましいが、ベースシート 71 の対角線に

平行な状態、あるいは多少傾斜した状態で配置してもよい。

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

表面に電子部品が実装された制御基板と、該制御基板を収納するための透明樹脂製の基板ボックスとを含んで構成される制御装置と、該制御装置を識別可能とする固有の識別情報を有するシールと、を備え、

前記基板ボックスを構成する第1構成部材と第2構成部材とに跨って前記シールを貼着する遊技機において、

前記基板ボックスは、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを重合させた状態で所定方向にスライドさせることで係合させることが可能な係合機構と、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを係合させた係合状態で前記基板ボックスを封止することが可能な封止機構と、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とに跨って前記シールを貼着するための貼着部と、

前記貼着部に貼着された前記シールを被覆保護するために前記基板ボックスに取り付けられる保護カバー部材と、

前記第1構成部材のうち前記基板ボックスに取り付けられた前記保護カバー部材の所定部位の一側方に位置する第1壁部と、

前記第2構成部材のうち前記基板ボックスに取り付けられた前記保護カバー部材の所定部位の他側方に位置する第2壁部と、を備え、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを前記係合機構により係合させてから前記保護カバー部材を前記基板ボックスに取り付けると、当該保護カバー部材の所定部位が前記第1壁部と前記第2壁部との間に配置され、

前記第1構成部材と前記第2構成部材とを前記係合機構による係合を解除するための移動方向へ移動させると、前記第1壁部と前記第2壁部との間隔が前記保護カバー部材の所定部位の幅よりも狭まるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記第1構成部材によって前記制御基板の裏側を覆う一方、前記第2構成部材によって前記制御基板の表側を覆うよう構成し、

前記貼着部は、前記第1構成部材に形成される第1貼着部と、該第1貼着部に対応させて前記第2構成部材に形成される第2貼着部とを備え、

前記シールは、表面の所定箇所に所定の文字情報が印刷されてなり、該文字情報が前記第2貼着部に臨むようにして前記第1貼着部と前記第2貼着部とに跨って貼着されることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。